

入札参加者 各位

現場代理人の兼務について

標記について、下妻市では契約約款の改正に伴い、下記のとおり、試行的に現場代理人の兼務を認め、現場への常駐義務を緩和することにしましたので、お知らせいたします。
なお、兼務可能な工事案件の確認については、工事発注担当課までお問い合わせ下さい。

記

1. 現場代理人の兼務ができる工事

下妻市発注の2件の工事で、どちらも予定価格が3,500万円未満(税込)の工事であること。

2. 兼務の条件

工期中は、必ずいずれかの現場に常駐して、一方の現場に偏ることなく適切に現場を管理すること。また、他の工事の兼務のため不在となる時は、連絡員が当該現場に常駐し発注者との連絡に支障を来さないこと。

3. 兼務の届出

現場代理人を兼務する場合、工事発注者は、兼務する工事の位置図、工程表を添付の上、必ず別紙(様式1)により工事発注担当課長に届け出ること。

4. 兼務の留意事項

兼務に係る工事について、安全管理の不徹底に起因する事故の発生その他現場体制の不備が生じた場合には、その後の当該受注者に係る工事においては、原則として兼務を認めない。

国、県等の発注工事との兼務については、工事箇所が下妻市内であり、且つ、当該国、県等の発注機関が認める場合に限って兼務を認めるものとする。

工事によっては、発注担当課の判断によって兼務を認めない場合がある。

5. 適用

- ・平成28年6月1日以降の契約締結に係る工事に適用する。
- ・試行期間においては、当分の間とする。

下妻市役所 総務部財政課
契約検査係
TEL 0296-43-2111 (内線 1346)